

「第2回医療安全全国共同行動ベストアクション」選考委員会要綱

2025.7.10

一般社団法人 医療安全全国共同行動

1. 目的

本要綱は、一般社団法人医療安全全国共同行動（以下、「共同行動」）が実施する「第2回医療安全全国共同行動ベストアクション」の選考にあたり、適切かつ公平な審査を実施するための選考委員会（以下、「本委員会」）の設置および運営について定めるものである。本委員会は、共同行動において立ち上げることとする。

2. 本委員会の役割

本委員会は、選考に関する諸手続きを管理する。選考においては、公正かつ透明性の高い選考プロセスを確保する。

3. 本委員会の構成

本委員会は、以下の委員で構成される。

委員長（1名）：医療安全全国共同行動専務理事

副委員長（1名）：行動計画推進部会長

委員（2～3名）：患者安全の専門家・有識者 2名、患者・市民の立場の方 1名

担当事務局：本郷事務局および名古屋事務局が連携し、運営する。

4. 選考基準・方法等

対象：第20回医療の質・安全学会学術集会で活動報告としてポスターまたは口頭により紹介された取り組み
受賞者：上記取り組みの代表発表者

選考方法：上記対象について、①一次選考、②ベストアクション選考（二次選考）、③ベストアクション発表会（三次選考）審査を行う。

① 一次選考

上記対象の中から、本委員会および事務局が、患者安全行動計画（以下、「行動計画」）に定める12のテーマに沿った取り組みを網羅的にピックアップする。

② ベストアクション選考（二次選考）

一次選考でピックアップされた取り組みの中から、本委員会、各行動計画担当企画委員および事務局が各行動計画ごとに最も優れた取り組み、およびその代表発表者をベストアクションとして選考する（各行動計画につき1件）。その際、下記3点の基準を満たすこととする。

- ・当法人の掲げる行動計画の趣旨に沿った取り組みであること
- ・インシデントの低減等、患者安全上の成果が見て取れる取り組みであること
- ・調査研究ではない実践的な取り組みであること

③ ベストアクション発表会（三次選考）

行動計画ごとに選考されたベストアクションについて、各代表発表者が 10 分間発表し、共同行動企画委員および有識者による審査の上、各賞（最優秀賞、優秀賞、特別賞）を決定する。

※発表は、取り組みのその後の成果、実際に取り組まれた際に直面した問題や、現在の課題などを含むこととする。審査はあらかじめ決められた評価票に則って行う。

※受賞対象となった取り組みと審査員との利害関係を事前に確認する。利害関係を有する者については当該演題の採点から外れるものとする。

5. ベストアクション発表会（三次選考）・授賞式

2026 年 2 月 11 日（水・祝）に名古屋大学医学部附属病院で行うこととする。

6. 守秘義務

本委員会の委員は、審査過程で知り得た応募案件の情報を第三者に漏洩しないものとし、公正な審査を遂行する責務を負う。

7. その他

本要綱に定めのない事項については、委員長および副委員長が協議の上、適宜決定する。

以上